

第39回

バトントワリング東京都大会

《第54回バトントワリング関東大会予選》

基本実施要項



東京都バトン協会

大会概要

大会名称 第39回バトントワーリング東京都大会

(第54回バトントワーリング関東大会予選)

開催日 2019年9月1日(日)

コンテスト部門

学校部門【小学校】【中学校】【高等学校】【大学】

一般部門【U-12】【U-15】【U-18】【OPEN】

フェスティバル部門

部門・編成は、問いません。

会場 大田区総合体育館
(〒144-0031 大田区東蒲田 1-11-1)

主催 東京都バトン協会

後援 (申請予定) 東京都・大田区・(公財)大田区スポーツ協会・一般社団法人日本バトン協会
日本バトン協会関東支部

主旨 【小学校】【U-12】
バトンやポンポン等手具を使った身体表現と音楽表現の集団演技を通し、美しさへの憧憬を育むとともに集団での活動を幅広く体験することで協調性と忍耐力を養う。

【中学校】【U-15】
バトンやポンポン等手具を使った身体表現と音楽表現の集団演技を通し、美しさへの探求心を育むとともに集団での活動を幅広く体験することで協調性と責任感を養いながら生きる力を培う。

【高等学校】【U-18】
バトンやポンポン等手具を使った身体表現と音楽表現の集団演技を追求し、より正確な集団技術と集団芸術を身につけながら自主性と創造力を培うとともに地域社会の活性化に貢献する。

【大学】【OPEN】
バトンやポンポン等手具を使った身体表現と音楽表現の集団演技を追求し、より正確で高度な集団技術とより高い集団芸術を身につけながら自主性と創造力を培うとともに芸術スポーツの発展と地域社会の活性化に貢献する。

関東大会への推薦は関東大会出場希望団体から選考する。

* 関東大会出場希望は1団体より1チームとする。

参加費 コンテスト部門

団体参加費 1チーム 10,000円

個人参加費 1人 1,000円

フェスティバル部門

団体参加費 1チーム 5,000円

個人参加費 1人 1,000円

参加規定 第47回バトントワーリング全国大会の実施規定に準ずる。

申し込み 参加を希望する団体は、参加申込書及びその他提出書類及びプログラム用CD-Rを

7月3日(水)までに大会事務局まで郵送してください。(メール不可)

* 参加費は7月3日(水)までに指定の口座に入金してください。(必着)

* 前売入場券申込書は、7月30日(火)の出演団体説明会にご持参ください。

* それ以降の参加申込みは受付いたしませんのでご注意ください。

参加申込

申込先 〒124-0024 東京都葛飾区新小岩 1-42-11 中屋ビル 304号室

東京都バトン協会 事務局

『第39回バトントワーリング東京都大会』宛

E-mail : tokyo-bta@tbz.t-com.ne.jp

HPアドレス : <http://tokyo-baton.org/> (東京都バトン協会HP)

※問い合わせはEメールでお願いします。

振り込み先 郵便局 00170-0-418492 東京都バトン協会

※ 郵便局備えつけの青色の払込取扱票にて記入見本に従ってお振込ください。

その他

①会場 大田区総合体育館

JR 京浜東北線・東急池上線 「蒲田駅」下車 徒歩15分

京浜急行線「梅屋敷駅」「京急蒲田駅」下車 徒歩5分

②入場券 前売り券(全席自由)各2,160円 (プログラム付)

※未就学児は無料

参加団体、加盟団体には前売り券の申し込みを受け付けます。

当日券2,700円 ※前売り券の状況により販売しない場合もあります。

*上記②については前売り入場券申込書に記入し、代金を指定の口座に振込み後、コピーを添えて出演団体説明会にご持参ください。

③プログラム 出演団体には出演メンバー・補欠と引率者1名分のプログラムを配布します。

④ワッペン 出演者は2019年度 一般社団法人日本バトン協会のワッペンの着装が義務付けられています。

⑤出演団体説明会 2019年7月30日(火) 18:30～(受付開始18:10～)
北とぴあ 7階 第1研修室 〒114-8503 東京都北区王子1-11-1

※代表者1名は必ず出席すること。

⑥傷害保険 大会開催中(開始より終了まで)館内での事故に備え、出場者に一括傷害保険を掛けます。但し、責任の範囲を超える場合がありますので、各出演団体においても大会参加に際しては各自保険等の準備もされますようお願いいたします。

コンテスト部門

参加資格

- (1) 2019年7月3日現在、小学校・中学校・高等学校・大学の学校区分として一般社団法人日本バトン協会（以下本部）に団体加盟登録している、または一般区分として団体加盟登録しており、出場者（補欠2名を含む）は構成員登録していること。本部の会員組織規程に準ずる。
- (2) 大会には団体加盟登録している団体名、構成員登録者名で参加すること。ただし、関東大会出場を希望しない団体はその限りではない。
- (3) 大会実行委員会が定める期日までに、下記の参加手続きを完了していること。
- 7月3日まで
 - ① 参加申込書を提出のこと
 - ② 出場メンバー登録書を提出のこと（補欠2名含む）
 - ③ プログラム掲載用写真データ、プログラム掲載事項及びプログラム掲載出場メンバーをCD-Rと用紙にて提出のこと
 - ④ 器物申請書（申請団体のみ）
 - ⑤ 提出用確認用紙を提出のこと
 - ⑥ 一般社団法人日本バトン協会からの団体登録書のコピーを提出のこと（構成員登録確認のため）
 - ⑦ 団体参加費及び個人参加費の納入のこと（10,000円 + 1,000円×出演人数分）（補欠を含む）
 - 7月29日までに音源をMP3形式でメールで提出
 - 7月30日（出演団体説明会）に持参
 - ① 音楽著作権に関する書類の提出
 - ② 音源使用許諾証明書の提出
 - ③ アンケート用紙の提出
 - ④ 前売り入場券申込書（提出できる団体）
- (4) 学校部門において、1団体及び構成員登録者の東京都大会・学校部門への参加は1回とする。また、一般部門において、1団体及び構成員登録者の東京都大会・一般部門への参加は1回とする。ただし、関東大会出場を希望しない団体、及びフェスティバル部門はその限りではない。
- (5) 出場メンバー登録変更（人数においても）については、出演団体説明会当日までとする。人数増加の場合、出演団体説明会前日までに個人参加費を納入されていなければ増加は認められない。
※当日の出場メンバーは、登録人数内での変更は認める。（但し補欠登録者に限る）

※上記各項に反した場合は注意又は警告書を発行するか、大会参加を認めない場合がある。

特に、音源使用許諾証明書に関してのみ、期日までに提出されない場合には関東大会への推薦は認められない場合がある。

実施規定

1. 構成と編成

【小学校】

(1) 構成

- ①単一団体加盟登録の小学校構成
- ②複数の団体加盟登録による合同小学校構成

(2) 編成

- ① 手具編成は、バトン編成／ポンポン編成
- ② 人数は、4名以上

【中学校】

(1) 構成

- ①単一団体加盟登録の中学校構成
- ②複数の団体加盟登録による合同中学校構成

(2) 編成

- ① 手具編成は、バトン編成／ポンポン編成
- ② 人数は、4名以上

【高等学校】

(1) 構成

- ①単一団体加盟登録の高等学校構成
- ②同一学校法人による中等高等学校の団体加盟登録の学校構成
- ③複数の団体加盟登録による合同高等学校構成

(2) 編成

- ① 手具編成は、バトン編成／ポンポン編成
- ② 人数は、4名以上

【大学】

(1) 構成

- ①単一団体加盟登録の大学構成
- ②複数の団体加盟登録による合同大学構成

(2) 編成

- ① 手具編成は、バトン編成／ポンポン編成
- ② 人数は、4名以上

* 編成における詳細* 【小学校】 【中学校】 【高等学校】 【大学】

《手 具》

バトン編成・・・1人1本のレギュラーバトンを使用のこと。但し、演技において複数本の使用可。
器物の使用は不可。

ポンポン編成

【小学校】 【中学校】

1人1組(2個)のポンポンを使用し、ポンポン演技を主とした編成、レギュラーバトンの使用可、
器物・特殊効果の使用は不可。

【高等学校】 【大学】

1人1組(2個)のポンポンを使用し、ポンポン演技を主とした編成、レギュラーバトンの使用不可、
器物・特殊効果の使用は不可。

【U-12】

(1) 構成

- ① 年齢に区分の無い単一加盟登録の団体で7歳以上12歳以下のみの出場メンバーによる団体
*2020年4月1日までに繰り上がる年齢

(2) 編成

- ① 手具編成は、バトン編成／ペップアーツ編成
- ② 人数は、4名以上

【U-15】

(1) 構成

- ① 年齢に区分の無い単一加盟登録の団体で7歳以上15歳以下のみの出場メンバーによる団体
*2020年4月1日までに繰り上がる年齢

(2) 編成

- ① 手具編成は、バトン編成／ペップアーツ編成
- ② 人数は、4名以上

【U-18】

(1) 構成

- ① 年齢に区分の無い単一加盟登録の団体で7歳以上18歳以下のみの出場メンバーによる団体
*2020年4月1日までに繰り上がる年齢

(2) 編成

- ① 手具編成は、バトン編成/ペップアーツ編成
- ② 人数は、4名以上

【OPEN】

(1) 構成

- ① 年齢区分の無い単一加盟登録の団体で7歳以上の出場メンバーによる団体
*2020年4月1日までに繰り上がる年齢

(2) 編成

- ① 手具編成は、バトン編成/ペップアーツ編成
- ② 人数は、4名以上

編成における注意

《手 具》

バトン編成・・・1人1本のレギュラーバトンを使用のこと。但し、演技において複数本の使用可。
器物・特殊効果の使用は不可。

ペップアーツ編成・・・2種類以上の手具を使用し、ペップアーツ演技を主とした編成。レギュラーバトンの使用可。但しペップアーツ演技を主とした編成。
器物・特殊効果の使用は不可。

「器 物」とは、バトン・ポンポン・手具・ユニフォーム類のどれにも属さず、作品の演出効果の為に用いる物を総称して器物とする。※「器物の使用」は禁止とする。

「手 具」とは、バトン・ポンポンを含め演技者個人が容易に携帯でき、自らが用いて演技する物を手具とする。

2. 演 技

(1) 演技フロア

- ① 演技フロアは縦25m×横30mとする。
- ② 演技フロアの入場は出場メンバーのみとする。
※出場メンバー数に則した登録引率者数と補欠は実行委員会が指定した導線を使用し、指定された席で待機すること。

(2) 入退場

- ① 演技フロアへの入退場は実行委員会の指定した入場ラインを使用して入場し、退場ラインを通過して退場口より退場すること。
ア. アナウンスの合図により、速やかに入場すること。
イ. 演技フロアへの再入場・追加入場は禁止する。
ウ. 退場ラインより通過後は、速やかに退場口より退出すること。

*正面演技ラインより前方側の使用は原則として禁止する。

(3) 計時・演技時間

【小学校】 【中学校】 【U-12】 【U-15】

- ① 演技時間は4分以内とする。
- ② 演技時間の計時は、入場の合図をした時点からすべての出場メンバーと器物が退場ラインを通過した時点とする。
- ③ 審査時間は3分以内とする。但し、過分5秒以内は審査時間とする。
- ④ 審査時間の計時は、使用曲の第1音から最終音までとする。
*使用曲の長さを事前に提出すること。
*登録引率者が使用曲開始の合図を音響にすること。
*審査時間は、演技時間内とする。

【高等学校】 【大学】 【U-18】 【OPEN】

- ① 演技時間は4分30秒以内とする。
- ② 演技時間の計時は、入場の合図をした時点からすべての出場メンバーと器物が退場ラインを通過した時点とする。
- ③ 審査時間は3分30秒以内とする。但し、過分5秒以内は審査時間とする。
- ④ 審査時間は、使用曲の第1音から最終音までとする。
*使用曲の長さを事前提出すること。
*登録引率者が使用曲開始の合図を音響にすること。
*審査時間は、演技時間内とする。

審査要領 審査規定

1. 審査員長・審査員・審判員

(1) 審査員長

- ① 審査員長は1名とし、審査全般の最終判定を行うとともに審査審判を円滑に遂行する。
- ② 実施規定 1. 参加資格 2. 構成と編成、ノードロップを審査する。
- ③ 審判員より報告を受けた違反について最終判定を行う。

(2) 審査員

- ① 審査員の人数は、大会実行委員会で決定する。

学校部門【小学校】 【中学校】 【高等学校】 【大学】

一般部門【U-12】 【U-15】 【U-18】 【OPEN】

<バトン編成>

- ① 審査員は下記の内容を総合的に審査する。
 - ア. 全体的効果
 - イ. 作品完成度
 - ウ. パフォーマンス

- a. ステージング/コンビネーション
- b. バトントワーリング/ボディーワーク

＜ボンボン編成＞＜ペップアーツ編成＞

- ① 審査員は下記の内容を総合的に審査する。
 - ア. 全体的効果
 - イ. 作品完成度
 - ウ. パフォーマンス
 - a. ステージング/コンビネーション
 - b. 手具技術/ボディーワーク

(3) 審判員

審判員は罰則と判断した場合に赤旗を揚げ審査員長に報告する。

- ① 審判員は2名とする。
- ② 審判員は 1. 構成と編成 2. 演技、ノードロップ を審判する。

※成績・成績判定・表彰に関しては出演団体説明会にて詳細を発表する。

その他

1. 演技用音源

- ①使用曲は、MP3形式で、7月29日までに大会事務局までメールで提出すること。
なお、使用する音源は必ず著作権法に沿った使用許諾及び録音使用申請を行うこと。

2. 登録引率者

- ① 登録引率者は、構成員30名以下は3名まで申請することができる。 ※音響の合図を行う1名を含む構成員が10名増えるごとに1名の登録引率者を申請することができる。
- ② 出場メンバー（補欠2名を含む）・登録引率者が一般観客席に入る場合は、入場券が必要となる。また、出演者席には出場メンバー（補欠2名を含む）及び登録引率者のみ入ることができる。

3. 罰 則

(1) 審査対象外

- ① 『参加資格』『実施規定 1. 構成と編成』に反した場合。
- ② 出演時刻に間に合わない場合。（いかなる理由も問わない）
※審査対象外でも審査用紙は返却する。

(2) 警告

- ① 大会実行委員会の指示に従わなかった場合。
- ② 他の参加団体に迷惑となる行為があった場合。
- ③ 非社会的な行為、大会主旨に反する行為のあった場合。
- ④ 故意と認められるような規定違反があった場合。
※上記に該当した団体は実行委員会が警告を発送する。
※2大会連続で警告を受けた団体は、次回大会の出場資格を失うこともある。

(3) 注意

『実施規定 2.演技(1)演技フロア (2)入退場 (3)計時・演技時間』『その他 1. 演技用音源、2. 登録引率者』の規定及び大会運営に支障を生じるような行為があった場合。

※上記に該当した団体は実行委員会が注意書を発送する。注意内容により、また2大会連続で注意を受けた団体は警告書を発送する。

4. その他

(1) 参加資格の補足

*大会参加に要する費用は、参加団体の負担とする。

*納入された出場メンバーの参加費は、返却しない。

*大会当日、団体受付後に人数変更があった場合は実行委員長に速やかに連絡すること。

(2) 本大会における演技に使用する楽曲の使用及び音源の録音編集に関しては、著作権使用法を遵守すること。

① 演技曲は版元に使用許諾を行い、その音源使用許諾証明書を提出すること。

② 演技曲録音音源は日本音楽著作権協会より、録音許諾を受けた音源を使用すること。

※コンテスト部門使用曲は、東京都大会・関東大会・全国大会を一括して許諾申請をしてください。

(3) 本規定の主旨を変更することなく、実行委員会において字句の加除訂正を行うことができる。

(4) 基本的には郵送物などは本部に登録している連絡責任者の住所に送付する。

フェスティバル部門

参加資格

- (1) 2019年7月3日現在、小学校・中学校・高等学校・大学の学校区分として一般社団法人日本バトン協会（以下本部）に団体加盟登録している、または一般区分として団体加盟登録しており、出場者（補欠2名を含む）は構成員登録していること。本部の会員組織規程に準ずる。
- (2) 大会実行委員会が定める期日までに、下記の参加手続きを完了していること。
- 7月3日まで
 - ① 参加申込書を提出のこと
 - ② 出場メンバー登録書を提出のこと（補欠2名含む）
 - ③ プログラム掲載用写真データ、プログラム掲載事項及びプログラム掲載出場メンバーをCD-Rと用紙にて提出のこと
 - ④ 器物申請書（申請団体のみ）
 - ⑤ 提出用確認用紙を提出のこと
 - ⑥ 一般社団法人日本バトン協会からの団体登録書のコピーを提出のこと（構成員登録確認のため）
 - ⑦ 団体参加費及び個人参加費の納入のこと（5,000円 + 1,000円×出演人数分）（補欠を含む）
 - 7月29日までに音源をMP3形式でメールで提出
 - 7月30日（出演団体説明会）に持参
 - ① 音楽著作権に関する書類の提出
 - ② 音源使用許諾証明書の提出
 - ※フェスティバル部門に限り、市販のCDの1曲をそのままかけることが出来る。その場合は、大会当日に使用するCDを持参すること。録音許諾申請、録音利用明細書の提出は不要。
 - ③ アンケート用紙の提出
 - ④ 前売り入場券申込書（提出できる団体）
- (3) 出場メンバー登録変更（人数においても）については、出演団体説明会当日までとする。人数増加の場合、出演団体説明会前日までに個人参加費を納入されていなければ増加は認められない。

※上記各項に反した場合は注意又は警告書を発行するか、大会参加を認めない場合がある。

実施規定

1. 構成と編成

- (1) 構成
- ① 年齢に区分の無い単一加盟登録の団体
 - ② 年齢に区分の無い複数の加盟登録団体による合同構成

(2) 編成

- ① 手具編成は、自由とする。
- ② 人数は、4名以上

2. 演 技

(1) 演技フロア

- ① 演技フロアは縦25m×横30mとする。
- ② 演技フロアの入場は出場メンバーのみとする。

(2) 入退場

- ① 演技フロアへの入退場は実行委員会の指定した入場ラインを使用して入場し、退場ラインを通過して退場口より退場すること。
 - ア. アナウンスの合図により、速やかに入場すること。
 - イ. 演技フロアへの再入場・追加入場は禁止する。
 - ウ. 退場ラインより通過後は、速やかに退場口より退出すること。
 - *正面演技ラインより前方側の使用は原則として禁止する。

(3) 計時・演技時間

- ① 演技時間は4分30秒以内とする。
- ② 演技時間の計時は、入場の合図をした時点からすべての出場メンバーと器物が退場ラインを通過した時点までとする。
- ③ 使用曲の長さは3分30秒以内とする。
 - 使用曲の長さは、曲の第1音から最終音までとする。
 - *使用曲の長さを事前提出すること。
 - *登録引率者が使用曲開始の合図を音響にすること。

講評

(1) 講評員

- ① 講評員は下記の内容を総合的にみて講評する。
 - ア. 全体的効果
 - イ. 作品完成度
 - ウ. パフォーマンス

※表彰に関しては出演団体説明会にて詳細を発表する。

その他

1. 演技用音源

- ①使用曲は、MP3形式で、7月29日までに大会事務局までメールで提出すること。
なお、使用する音源は必ず著作権法に沿った使用許諾及び録音使用申請を行うこと。
- ②フェスティバル部門に限り、市販のCDの1曲をそのままかけることが出来る。その場合は、大会当日に使用するCDを持参すること。録音許諾申請、録音利用明細書の提出は不要。

2. 器 物 *フェスティバル部門は器物の使用を可とする。

「器 物」とは、バトン・ポンポン・手具・ユニフォーム類のどれにも属さず、作品の演出効果の為に用いる物を総称して器物とする。

「手 具」とは、バトン・ポンポンを含め演技者個人が容易に携帯でき、自らが用いて演技する物を手具とする。

- ① 「特殊効果」とは、フラッシュ・ストロボ・各種ライト類等の光の効果を用いたもの全てを特殊効果とする。 ※「特殊効果の使用」は禁止とする。
- ② 手具・器物の搬入搬出はバトンを含め安全かつ迅速に行い、責任を持って搬入出をすること。
* 搬入搬出とは演技フロアへの入退場だけのことでなく、会場への入館から退館までの全行程をいう。
* 搬入搬出は指定した通路を使用し、全ての出場メンバー（手具・器物を含む）は定められた場所で待機すること。
* 待機エリア・ウォーミングアップエリア及び入退場口については実行委員会が決定する。
- ③ 器物の大きさは、次に示す規格以内の大きさとし、事前に審査員長に申請すること。
※規格：1 m 8 0 c m × 1 m 2 0 c m × 1 m 5 0 c m 以内
※重量：フロア内を一人で持ち運び出来る範囲内。
* 器物を重ねたり密着して並べる場合は、その状態が規格内の大きさであること。
* 演技フロア内を複数の人数で一つの器物を持ち運んでも良い。
* 布は器物であるが規格重量ともに制限を設けない。
- ④ 国旗等の使用は敬意を損なわないよう最大限の注意をし、フラッグ等に用いる場合は原形の使用は禁止する。
- ⑤ スパンコールやビーズ等衣装の付属品については他の団体の演技の妨げとならないよう留意すること。

3. 登録引率者・器物搬入搬出補助員

- ① 登録引率者は、構成員30名以下は3名まで申請することができる。 ※音響の合図を行う1名を含む構成員が10名増えるごとに1名の登録引率者を申請することができる。
- ② 全ての構成において、登録引率者・器物搬入搬出補助員は演技フロア内での搬入補助及び搬出補助を禁止とする。演技中は指定の席で待機し、退場ライン通過後の搬出を迅速に行う。
- ③ 出場メンバー（補欠2名を含む）・登録引率者・器物搬入搬出補助員が客席に入る場合は、入場券が必要となる。また、出演者席には出場メンバー（補欠2名を含む）及び登録引率者のみ入ることができる。
- ④ 登録引率者は器物搬入搬出補助員を兼ねることができる。

4. 罰 則

(1) 警告

- ① 大会実行委員会の指示に従わなかった場合。
- ② 他の参加団体に迷惑となる行為があった場合。
- ③ 非社会的な行為、大会主旨に反する行為のあった場合。
- ④ 故意と認められるような規定違反があった場合。

※上記に該当した団体は実行委員会が警告を発送する。

※2大会連続で警告を受けた団体は、次回大会に出場する資格を失う。

(2) 注意

『実施規定 2.演技(1)演技フロア (2)入退場 (3)計時・演技時間』『その他 1. 演技用音源、2. 器物、3. 登録引率者・器物搬入出補助員』の規定及び大会運営に支障を生じるような行為があった場合。

※上記に該当した団体は実行委員会が注意書を発送する。また、2大会連続で注意を受けた団体は警告書を発送する。

5. その他

(1) 参加資格の補足

* 大会参加に要する費用は、参加団体の負担とする。

* 納入された出場メンバーの参加費は、返却しない。

* 大会当日でも登録人数内の変更は認める。（但し補欠登録者に限る）

(2) 本大会における演技に使用する楽曲の使用及び音源への録音編集に関しては、著作権使用法を遵守すること。

- ① 演技曲は版元に使用許諾を行い、その音源使用許諾証明書を提出すること。

- ② 演技曲録音音源は日本音楽著作権協会より、録音許諾を受けた音源を使用すること。
- (3) 本規定の主旨を変更することなく、実行委員会において字句の加除訂正を行うことができる。
- (4) 基本的には郵送物などは本部に登録している連絡責任者の住所に送付する。